

新型コロナウイルス感染症の影響による経済的支援について

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、高等教育の修学支援新制度および日本学生支援機構奨学金への申請手続きについて、見直しをおこないました。(延長・追加しました。)
また、家計急変による申込制度がありますので、以下のとおり周知します。

1. 奨学金:進学届提出期間の延長について (学部新入生 対象)

5月13日までに大学へ必要書類を提出することとしておりましたが、提出期間を延長しますので、「奨学生採用候補者」に決定されている方で、まだ手続きをしていない人は、延長期間内に手続きしてください。 ⇒詳しくは [こちら](#)

2. 奨学金:定期採用の追加募集について (学部生・大学院生 対象)

新規で奨学金を希望する方の申請について、あらたに追加募集期間を設けます。当初案内していた期間内に申請した方より、採用スケジュールは遅れますが、まだ申請していない方は追加募集期間内に手続きしてください。 ⇒詳しくは 学部学生は [こちら](#)
大学院生は [こちら](#)

3. 家計急変による給付奨学金・授業料免除への申込について(学部学生 対象)

原則として、家計急変事由発生日から3か月以内に申請する必要があります。(ただし、家計急変事由発生日が進学(進級)前の2019年1月~2020年3月の場合は、2020年5月末までに申請が必要です。)

⇒家計急変事由について、詳しくは [こちら](#)

⇒申請書類などについて、詳しくは [こちら](#)

※ 支援開始日 ●2020年4月以降に家計が急変した場合:

家計急変事由発生日から4ヶ月日以降に支援開始

※2020年6月末までに申請した場合、申請日が属する月に開始

●2019年1月~2020年3月に家計が急変した場合:

2020年4月に支援開始

4. 家計急変による貸与奨学金への申込について(学部生・大学院生 対象)

原則として、家計急変事由発生日から12か月以内に申請する必要があります。

申請を希望する人は、[申請書類請求書](#)と返信用封筒(250円切手貼付)を大学へ郵送してください。

⇒家計急変事由について、詳しくは 学部学生は [こちら](#)

大学院生は [こちら](#)